

大崎町教育委員会外部評価委員会

点検・評価報告書

令和 8 年 8 月

大崎町教育委員会

大崎町教育委員会外部評価の基本方針

1. 概要

平成 19 年 6 月に『地方教育行政の組織及び運営に関する法律』の一部が改正（平成 20 年 4 月 1 日施行）され、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果について報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが義務付けられた。

このことから、本町教育委員会では法の趣旨に則り、効果的な教育行政の推進に資するとともに町民への説明責任を果たすため外部評価委員会を設置し、教育委員会所管の事務事業の点検を行うこととした。

(参考)

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」抜粋

第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第 1 項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第 4 項の規定により事務職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。（平成 20 年 4 月 1 日施行）

2. 点検・評価に当たっての基本的な考え方

- (1) 成果を重視した行政運営を行うため、事後評価を基本とする。
- (2) 評価の客観性、透明性を確保するための外部評価を行う。
- (3) 評価の対象・方法は、毎年度、見直しを行う。

※ 平成 28 年度から評価方法を見直すこととした。

3. 点検・評価の対象

- (1) 教育委員会委員の活動状況
 - ① 定例及び臨時教育委員会の会議状況
 - ② その他の活動状況

- (2) 教育委員会所管の事務事業

教育委員会が所管する事務事業について教育委員会事務局で協議し、教育委員会で選定する。

4. 点検・評価の手順

- (1) 教育委員及び教育委員会事務局による自己評価
- (2) 外部評価委員による評価
- (3) 報告書の作成
- (4) 教育委員会で報告書の決定
- (5) 議会への提出及び公表

【評価項目】

- 【1】 大崎町教育振興基本計画施策体系図（P 2）
- 【2】 教育委員会委員の活動状況の評価について（P 3～9）
- 【3】 主要事業の評価について

○ 管理課関係

- ① 道徳教育の充実（P10～11）
- ② キャリア教育の推進（P12～13）
- ③ 特別支援教育の推進（P14～15）
- ④ へき地・小規模校教育の充実（P16）

○ 社会教育課関係

- ① スポーツの推進（P17～18）
- ② 文化芸術活動の促進と鑑賞機会の充実（P19～20）

【自己評価基準】

評 価	評 価 区 分	考 え 方
A	・計画どおり順調に進んでいる ・十分成果が上がっている	優れた取組や状況等が見られ、課題はほとんどなく、順調に計画が進んでいるもの
B	・概ね計画どおり進んでいる ・成果が見える	良い取組や状況等が見られ、若干の課題はあるものの、概ね順調に計画が進んでいるもの
C	・計画がやや遅れている ・一定の成果が見えるが改善が必要	計画の進捗がやや順調でないもの。また、一定の成果はあったが課題が生じたもの
D	・計画が大幅に遅れている ・成果が上がっておらず、抜本的な見直しが必要	課題が多く着手できていないか、着手してもほとんど成果が上がらないなど、計画がほとんど進まなかったもの

《第4次大崎町教育振興基本計画施策体系図》

【基本理念】夢や希望をもち 大きく崎（未来）をつくる 大崎の教育
 【基本目標】主体的に学び ともに支え合い たくましい 自立力・社会力を備えた人づくり

取組における視点	(1) 時代を超えて変わらない価値のあるものの尊重 (2) 社会の変化を乗り越え、未来の社会の創り手となる資質・能力の育成 (3) 生涯を通じて一人一人が幸せや生きがいを感じることでできる教育環境づくり (4) 学校・家庭・地域・企業・大学・海外等の積極的な連携・協働 (5) 郷土の教育的な伝統や風土の活用と未来への継承 (6) 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
----------	--

(1) お互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進	(2) 未来の社会の創り手となる資質・能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進	(3) 信頼され、地域とともにある学校づくりの推進	(4) 協働で子どもを守り育てる環境づくりの推進	(5) 地域コミュニティの基盤を支えるための社会教育環境の推進
-----------------------------------	--	---------------------------	--------------------------	---------------------------------

5 年 間 に 取 り 組 む 施 策

ア 人権教育の充実 イ 道徳教育の充実 ウ 体験活動の充実 ① 郷土教育 ② 環境教育 ③ 福祉教育 エ 生徒指導の充実 オ 子どもの読書活動の推進 カ 健康教育の充実 ① 体力・運動能力の向上 ② 食育の推進	ア 確かな学力の定着 イ キャリア教育の推進 ウ 特別支援教育の推進 エ 幼・保・小・中連携の推進 オ 国際理解教育 カ 主権者教育の充実 ① 消費者教育 ② 教育の情報化の推進	ア 地域とともにある学校づくり イ 学校運営の充実 ウ へき地・小規模校教育の充実 エ 学校における働き方改革の推進 オ 教職員の資質向上 カ 安心・安全な学校づくり	ア 家庭教育支援の充実 イ 地域を支える次世代の人づくり ウ 地域ぐるみでの安全・安心な環境づくり エ 「学びのセーフティネット」の充実	ア 生涯学習環境の充実 イ スポーツの推進 ① 生涯スポーツ ② 競技スポーツ ウ 文化芸術活動の促進と鑑賞機会の充実 エ 地域文化の継承・発展 オ 文化財の保存伝承
---	--	--	---	---

教育委員会委員の活動状況の評価について

1 教育委員の状況

(1) 令和7年4月1日現在の委員数 → 4人(男性2人、女性2人)

2 教育委員会定例会等の状況

(1) 令和7年度の招集回数

定例会 → 12回

臨時会 → 1回

(2) 定例教育委員会及び臨時教育委員会での議案・報告件数

議案件数 → 20件(令和6年度 19件)

報告件数 → 77件(令和6年度 50件)

(3) 会議録の作成方法

録音により会議録作成し、翌月の定例会で報告のうえ署名

(4) 定例教育委員会における主な審議内容

月	審 議 内 容
4月 定例会	協議事項 ○ 報告 ・ 学校校医等、青少年・一般海外派遣事業実行委員会委員、学校開放運営協議会委員・学校開放管理指導員、家庭教育学級主事の委嘱について ・ 就学させる学校の指定の変更について ・ 区域外就学について ○ 議事 ・ スポーツ競技全国大会等出場補助金交付要綱の制定について(可決) ・ 社会教育委員の委嘱について(可決)
5月 定例会	協議事項 ○ 報告 ・ 学校運営協議会委員、スクールガード・リーダー、青少年活動事業実行委員、スポーツ推進委員、図書館協議会委員の委嘱について ・ 区域外就学について ・ 後援承諾について ○ 議事 ・ 奨学生の決定について(可決) ・ セカンドブック事業実施要綱の制定について(可決) ・ 社会教育委員の委嘱について(可決)
6月 定例会	協議事項 ○ 報告 ・ 臨時代理の報告(一般会計補正予算(第1号)に係る議案に関する町長への申し出)について

	・ 就学させる学校の指定の変更について ・ 学校給食センター運営委員会の委嘱について ・ 後援承諾について
7月 定例会	協議事項 ○ 報告 ・ 中学校部活動地域移行検討委員会委員の委嘱について ・ 学力向上プロジェクト夏期講座について ・ 青少年活動事業「夏休みキッズセミナー2025 大崎町マンガ道場」について ・ 東川町・大崎町青少年交流事業について ・ 後援承諾について ○ 議事 ・ スポーツ推進審議会委員の委嘱について（可決）
8月 定例会	協議事項 ○ 報告 ・ 区域外就学について ・ 後援承諾について ○ 議事 ・ 大崎町教育委員会外部評価報告書について（可決） ・ 町立学校教育交流実行委員会規約の制定について（可決） ・ 総合体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について（可決）
9月 定例会	協議事項 ○ 報告 ・ 臨時代理の報告（一般会計補正予算（第3号）に係る議案に関する町長への申し出について ・ 英語力向上アドバイザーの委嘱について ・ 後援承諾について
10月 定例会	協議事項 ○ 報告 ・ 町立学校教育交流事業実行委員会委員の委嘱について ・ 後援承諾について ○ 議事 ・ 公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について（可決） ・ 総合体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について（可決） ・ 町立学校不登校支援政策コーディネーター配置要綱の制定について（可決）

	町立学校管理規則の全部を改正する規則の制定について（可決）
11 月 定例会	協議事項 ○ 報告 - いじめ問題対策連絡協議会委員、町立学校不登校支援政策コーディネーターの委嘱について - 就学させる学校の指定の変更について - 区域外就学について - 曾於地区スポーツ少年団交歓交流大会について - 人権フェスタ 2025 について - 生涯学習県民大学講座について - 後援承諾について
12 月 定例会	協議事項 ○ 報告 - 臨時代理の報告（令和 7 年度一般会計補正予算（第 5 号）に係る議案に関する町長への申し出）について - 就学させる学校の指定の変更について 「令和 8 年二十歳を祝う会」について 「第 21 回ソフトバレーボール大会」について - 後援承諾について
1 月 定例会	協議事項 ○ 報告 - 臨時代理の報告（令和 7 年度一般会計補正予算（第 6 号）に係る議案に関する町長への申し出）について - 入学期日の通知及び就学すべき学校の指定について - 就学させる学校の指定の変更について - 区域外就学について - 後援承諾について - 町子ども会大会、星空観察会、国際交流&イングリッシュキャンプ 2026 について
2 月 定例会	協議事項 ○ 報告 - 区域外就学について - 後援承諾について
3 月 臨時会	協議事項 ○ 人事案件について
3 月 定例会	協議事項 ○ 報告 就学させる学校の指定の変更について

	・ 臨時代理の報告（令和7年度一般会計補正予算（第8号）に係る議案に関する町長への申し出）について ・ 臨時代理の報告（令和8年度一般会計予算（当初予算）に係る議案に関する町長への申し出）について ・ 後援承諾について ○議事 ・ 文化財保護審議会委員の委嘱について（可決） ・ 補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について（可決） ・ 英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について（可決） ・ 学校入学援助金支給要綱の一部を改正する要綱の制定について（可決） ・ 町立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について（可決） ・ 令和8年度大崎町教育行政の重点施策の決定について（可決）
--	--

(5) 教育長の主な活動状況

- 4月－小中学校入学式、登校指導、町転入・新規採用職員宣誓式、県教育行政連絡会、いろは中学校開校・入学式、海外研修派遣事業面接など
- 5月－文部科学省訪問、県市町村教育委員会連絡協議会定期総会・県市町村教育長会、曾於地区教育振興会総会、全国町村教育長協議会総会、社会教育委員の会、小学校運動会など
- 6月－運動会、学校訪問、薩摩藩英国留学生渡欧 160 周年記念黎明祭、スポーツ観光おおさき理事会、社会を明るくする運動曾於地区推進委員会、校外生活指導連絡協議会総会、青少年健全育成町民会議、部活動地域移行検討委員会、図書館運営協議会など
- 7月－公立学校生徒募集に関する地区説明会、学校訪問、地区校長研修会、教育行政トップリーダーセミナーなど
- 8月－東川町青少年交流事業、多様化分教室視察、総合教育会議、管理職等合同研修会、県民文化フェスタ in おおすみなど
- 9月－登校指導、日本社会教育学会登壇、英語力向上アドバイザー委嘱、合同学校訪問など
- 10月－不登校支援合同連携協定締結、文部科学省訪問、税を考える週間作品審査、中学校体育祭、小学校運動会、小学校陸上記録会、町史編纂委員会、合同学校訪問、フィンランド研修など
- 11月－地域が育む「かごしまの教育」県民週間学校訪問、町文化祭、教育支援委員会、図書館まつり、郷中学舎に関する協議、地区教育長会議、音楽発表会、いじめ問題連絡協議会、生徒指導連絡協議会、校外生活指導連絡協議会、大崎中学校研究公開など
- 12月－水俣市教育委員会訪問、教育行政トップリーダーセミナー、台湾大同高等中学大崎中訪問、学力アップセミナーなど
- 1月－登校指導、二十歳を祝う会、県下一周駅伝・地区対抗女子女子駅伝激励会など
- 2月－町PTA活動発表研究大会、町内6年生交流会、県下一周駅伝大会激励及び解団式、部活動移行検討委員会、教育実践発表会など
- 3月－臨時教育委員会、小中学校卒業式、子ども子育て会議、文部科学省アドバイザー協議、国民スポーツ大会九州ブロック大会鹿児島実行委員会など

(6) 定例会において委員から出された主な質問等について

- ・ 学校における安全、危機管理に関する意識の徹底について
- ・ 服務規律について
- ・ 地元企業に関する情報の提供について
- ・ 通学路における交通安全標識及び交通安全に関する指導の徹底について
- ・ 児童の熱中症予防について
- ・ 水難事故の未然防止について
- ・ 学校給食の無償化について

- ・ ヤングケアラーの実態について
- ・ スクールバスの安全管理の徹底について
- ・ 英語力向上アドバイザー事業及び町が目指す目標、今後の在り方について

(7) 定例会の工夫

- 各委員が行事等に参加した意見、感想の報告を毎月定例会において行う。
- 自由な提案や所見、指導等を発言できるよう討論の時間を設定している。
- 諸問題や事業内容の説明等、時節の話題について討議している。
- 定例会終了後、委員同士で意見交換を実施している。
- 必要に応じて、現場の声を聴く機会を設けている。

3 教育委員の研修会等

5月9日 市町村教育委員会連絡協議会定期総会（鹿児島市）

5月19日 曾於地区教育振興会理事会・総会（大崎町）

8月1日 市町村教育委員会委員研修会（鹿児島市）

8月21～22日 九州地区市町村教育委員会研修大会及び曾於地区教育委員会管外研修（長崎県大村市及び長崎市）

※ 反省点及び評価

教育委員会定例会において、教育委員会の権限に属する事務のうち、重要な案件について審議及び決定を行った。また、教育行政全般に関する報告や情報・意見交換を行うことにより適正な教育委員会の運営に努めた。

令和7年度は、教育委員を含む教育関係者や住民代表で構成する計画策定委員会により策定された第4次教育振興基本計画の計画期間の初年度であり、計画に基づき、国、県が進める教育行政はもとより、「夢や希望をもち、大きく崎（未来）をつくる 大崎の教育」の基本理念のもと、地域特性や独自性を反映した施策が進められたと考える。

学校教育活動では、道德教育の充実に向け、道德主任を中心に全校的な指導体制の確立や「考え・議論する道德」への授業改善を図りながら、多様な価値観の認識や他者との協働により、規範意識や自らの生き方の育成に努めた。

また、キャリア教育の推進に向け、全体計画及び年間指導計画を作成し、各教科や行事等のもとより、小学校における校外学習や中学校におけるCS等を通じ、地域における職業を知ることによって職業と生活の関連性を学び、未来の社会の創り手として必要な資質や能力の醸成に努めた。

特別支援教育については、障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向け、各学校で教育支援委員会を開催し、特別支援教育の推進にあたっての課題解決や対応を講じるとともに、保育園・幼稚園との情報共有を図るなど、切れ目ない支援体制の構築に努めた。

へき地・小規模校教育の充実については、地域の特性を生かしつつ、校内研修や県総合教育センターの移動講座により教職員の資質向上に努めた。

さらに、部活動の地域移行については、指導者や保護者等の関係者の理解と協力を得なが

ら、年度内に全ての部活動において休日の活動を地域クラブ活動として実施できる体制を整えた。

なお、令和7年度においては教職員の働きやすさと働きがいの両立に向けた勤務環境の実現を目指し、業務量管理・健康確保措置実施計画の策定も行った。

社会教育活動においては、地域学校協働活動として郷中学舎推進事業に取り組み、3小学校が開校した。青少年活動事業では、北海道東川町青少年交流事業を実施、本町から10名の児童を派遣した。

生涯スポーツでは、軽スポーツの普及に力を入れ、軽スポーツイベントを実施した。文化芸術活動については、町文化祭でクラシック、三味線、国際交流文化といった変化のある演出を行った。

町史編纂事業では、民間会社の支援業務委託を締結し、追加資料収集及び分析、現代編原稿作成を行った。

今後も引き続き、教育委員として本町の教育行政の充実と更なる発展のため、町長部局と連携して尽力していきたい。

※ 外部評価（外部評価委員会の意見）

定例教育委員会では、重要案件についての審議や決定に加え、各委員間の意見交換や個々の委員が日々の活動の中で疑問に感じたことや懸念する点について、活発に意見交換がなされていることが確認できた。

学校教育においては、学校が道徳教育やキャリア教育、特別支援教育、そしてへき地・小規模校としての特色ある教育といったあらゆる部門において、日々、真摯に取り組んでいることを高く評価する。

道徳教育では、子どもたちが自分の生き方や他者との関わり見つめる機会が確保され、キャリア教育では地域の人々との交流や体験活動を通して、将来を主体的に考える力を育もうという努力が見受けられた。特別支援教育においても、子どもの実態に応じた支援が着実に行われており、校内で協力しながら支援体制を整えようとする姿勢が確認できた。さらに、へき地・小規模校ならではの温かい人間関係や地域との密接なつながりは、子どもたちに豊かな経験をもたらし、学校の教育活動をより深いものとしていると評価しており、こうした取り組みの積み重ねにより、子どもたちが安心して学び、地域の中で成長していく姿が確かに育まれていることは高く評価できる。

その一方で、長年続く活動が固定化しやすく、学びの目的やねらいが十分に子どもに伝わりきらない場面があること、さらに教員間の連携や専門性の向上にはまだ改善の余地があることについて、今後さらに充実を図っていく必要があると思われる。

社会教育については、東川町との交流事業や郷中学舎などの新たな取り組みが始まっており、特に郷中学舎による放課後の居場所づくりは複数校で進展し、地域住民の協力を得ながら、子どもの学習支援や見守りが行われている点が評価できる。一方で、郷中学舎に係る支援員の不足や、学校ごとの運用差など、事業の継続性に係る課題も見受けられることから、地域への募集強化や学校との連携強化により、持続可能な体制の整備に取り組むことを要望する。

主要事業の評価について

I 事業内容

担 当 課	管理課
施策の方向性	(1) お互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進
施 策	イ 道徳教育の充実
目 的	多様な価値観の存在を認識しつつ、自ら感じ、考え、他者と対話し協働しながら、よりよい方向を目指していくことをとおして、規範意識や自らの生き方の育成を図る。
実 施 内 容	・ 道徳教育の全体計画や年間指導計画を作成、道徳主任を中心とした全校的な指導体制の確立 ・ 「考え・議論する道徳」への授業改善 ・ 児童生徒のよさを認め、励ます評価が行われる研修会の推進 ・ 郷土教育資料「ふるさとの心」、「不屈の心」等の各種資料の活用 ・ 豊かな体験を通して心を育む特色ある教育活動の推進 ・ 学校開放日や授業参観日に道徳授業を保護者や地域住民に公開

II 年度別の決算額

(単位:千円)

年 度	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
事 業 費	—				

III 自己評価

1. 活動・成果の指標（具体的な数値目標）と評定

指 標		実 績	評価									
①	道徳教育の全体計画や年間指導計画を作成、道徳主任を中心とした全校的な指導体制の確立	・町内全校で、道徳教育の全体計画や年間指導計画を作成している。 ・町内全校で道徳教育推進教員を配置している。	A									
②	「考え・議論する道徳」への授業改善	・全校で「考え・議論する道徳」の授業を行っている。大崎中学校は、生徒が企画運営する「全校道徳」を実践している。	A									
③	児童生徒のよさを認め、励ます評価が行われる研修会の推進	・全国学力・学習状況調査質問紙より 「先生はあなたの良いところを認めてくれていると思いますか。」という質問に「当てはまる」「どちらかといえ ば当てはまる」と答えた児童生徒の割合 <table><tr><td></td><td>大崎町</td><td>全国</td></tr><tr><td>小6</td><td>95. 1%</td><td>92. 2%</td></tr><tr><td>中3</td><td>95. 0%</td><td>92. 2%</td></tr></table>		大崎町	全国	小6	95. 1%	92. 2%	中3	95. 0%	92. 2%	A
	大崎町	全国										
小6	95. 1%	92. 2%										
中3	95. 0%	92. 2%										

④	郷土教育資料「ふるさとの心」、「不屈の心」等の各種資料の活用	- 郷土教育資料の活用状況はほとんどの学校で使用している。半数の学校が教育課程への位置付けをしている。 - 活用状況は、授業などでおおむね活用している状況である。	B
⑤	豊かな体験を通して心を育む特色ある教育活動の推進	総合的な学習の時間を中心に、それぞれの学校で特色のある教育活動を実践している。	A
⑥	学校開放日や授業参観日に道徳授業を保護者や地域住民に公開	11月のかごしまの教育県民週間等で学校開放を行い、授業を公開している。	A

2. 事務事業の成果と課題

成 果	全校で、道徳の全体計画、年間指導計画が適切に作成されている。道徳主任を中心として教科指導の研究改善に取り組んでいる。豊かな体験等、特色ある教育活動の推進等、全学校で実施している。 全国学力・学習状況調査質問紙より「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と答えた児童生徒の割合は次のとおりである。		
		あなたには良いところがある。	生活で幸せな気持ちになる。
	小6	85.2%	93.8%
	中3	82.8%	89.9%
課 題	多くの児童生徒の自己肯定感を高めることができている。 中学校が、地区道徳研究指定校となり、生徒が主体的に「考え・議論する道徳」の取組を実践し、本町全小学校や地区内中学校に対して公開した。		
	郷土の素材を生かした授業は実施しているが、郷土教材資料を全校で積極的に活用することが課題である。		

3. 総合評価

評価及び方向性	評価	A	方向性	継続 ・ 廃止
取組状況はおおむね良好である。「考え・議論する道徳」の授業が全校で実施され、授業改善が進んでいる。学校開放等で、各学校の道徳の実践や体験活動による心を育む教育を周知していきたい。				

IV 外部評価

外部評価の意見	学校が道徳教育に丁寧に取り組み、子どもたちが自分の生き方や考え方を見つめる機会をしっかりと確保している点を高く評価する。また、学年に応じた授業の工夫や、子ども同士の対話を大切にしている姿勢から、教育委員会、学校の努力を伺うことができた。 一方で、授業が毎年同じような流れになりやすいことや、子どもの内面の変化を十分に見取る仕組みにはまだ改善の余地があると思われ、大崎中学校の全校道徳の取り組みなどの好事例を参考に、今後さらに充実を図るよう努めて頂きたい。
---------	---

I 事業内容

担 当 課	管理課
施策の方向性	(2) 未来の社会の創り手となる資質・能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進
施 策	イ キャリア教育の推進
目 的	個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、想像力を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養う。
実 施 内 容	・ キャリア教育の全体計画及び年間指導計画の作成 ・ 小学校における校外学習とその支援 ・ 中学校における CS 土曜授業、職場体験活動 ・ 起業家（アントレプレナーシップ）教育の推進

II 年度別の決算額

(単位:千円)

年 度	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
事 業 費	31				

III 自己評価

1. 活動・成果の指標（具体的な数値目標）と評定

指 標		実 績	評価
①	キャリア教育の全体計画及び年間指導計画の作成	・ キャリア教育の全体計画及び年間指導計画の作成 100% - 学校の教育課程での各教科・行事・学校生活の中で、キャリア教育の目標に沿った内容を精選し、学年に応じた計画を作成して、キャリア教育を行っている。	A
②	小学校における校外学習とその支援	・ 小学校は、農園での体験活動や米作り、そば打ち体験など農業を中心とした校外学習を積極的に行っている。町のバスを手配し、保護者の負担を軽減しながら、児童が多く体験活動ができるように支援している。	A
③	中学校における CS 土曜授業、職場体験活動	・ 中学校で、毎年 CS 土曜授業を行い、多くの業種の話の聞いたり、体験活動を行ったりしている。職場体験活動は、多くの企業に受け入れをお願いし、実施している。	A
④	起業家（アントレプレナーシップ）教育の推進	・ 起業家（アントレプレナーシップ）教育の周知、情報提供は行っているが、積極的な推進支援は不十分である。	B

2. 事務事業の成果と課題

成 果	各学校でキャリア教育全体計画と年間指導計画が作成され、計画的に実施している。中学校の職場体験活動や CS 土曜授業、小学校での校外学習など、各学校が積極的に体験活動を取り入れている。 全国学力・学習状況調査質問紙より「将来の夢や目標を持っていますか」に「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と答えた児童生徒の割合は次のとおりである。 <table><tr><td></td><td>大崎町</td><td>全国</td></tr><tr><td>小 6</td><td>9 1 . 3 %</td><td>8 3 . 1 %</td></tr><tr><td>中 3</td><td>7 7 . 8 %</td><td>6 7 . 5 %</td></tr></table> 将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合は全国平均を上回っている。		大崎町	全国	小 6	9 1 . 3 %	8 3 . 1 %	中 3	7 7 . 8 %	6 7 . 5 %
	大崎町	全国								
小 6	9 1 . 3 %	8 3 . 1 %								
中 3	7 7 . 8 %	6 7 . 5 %								
課 題	活動が固定化しており、改善が図られにくい面が見られる。不登校の児童生徒などが、参加できないという課題がある。									

3. 総合評価

評価及び方向性	評価	A	方向性	継続・廃止
校外学習や職場体験など、積極的に活動する様子が見られる。小学校の活動は農業が中心であり、内容が固定化されてきている。活動内容に少しずつ変化を持たせながら持続可能な取組にする必要がある。				

IV 外部評価

外部評価の意見	学校がキャリア教育に継続して取り組み、子どもたちが地域の人々との交流や体験活動を通して、自分の将来を考える機会をしっかりと確保している点を高く評価する。限られた環境の中でも、子どもたちの興味や関心を広げようと工夫している姿勢は、学校の大きな強みだと感じる。 一方で、活動が単発的になりやすく、学年を通した体系的な育成が十分見えにくいこと、また活動後の振り返りが浅く、子どもが自分の進路や生き方を深く考えるところまで結びつくよう今後さらに改善を図る必要がある。
---------	---

I 事業内容

担 当 課	管理課
施策の方向性	(2) 未来の社会の創り手となる資質・能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進
施 策	ウ 特別支援教育の推進
目 的	障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応える指導・支援の一層の充実を図る。また、就学前から中学校卒業までの切れ目ない教育相談・支援体制を構築する。
実 施 内 容	・校内教育支援委員会の開催 ・個別の教育支援計画及び指導計画の作成 ・保健福祉課と連携した保育園・幼稚園への訪問 ・就学や進学に係る教育相談の充実 ・特別支援教育支援員の配置と効果的な活用

II 年度別の決算額

(単位:千円)

年 度	R 7	R 8	R 9	R10	R11
事 業 費	52,527				

III 自己評価

1. 活動・成果の指標（具体的な数値目標）と評定

指 標		実 績	評価
①	校内教育支援委員会の複数回開催(開催率100%、開催回数年2回以上)	・町内全ての学校で、複数回校内教育支援委員会を開催した。 ・実施回数の平均は3.7回/年	A
②	支援が必要な全ての児童生徒への個別の教育支援計画及び指導計画の作成	・特別支援学級在籍の児童生徒100% ・特別支援学級在籍ではない通常学級において支援の必要な児童生徒への作成を進めている。	B
③	保健福祉課と連携した保育園・幼稚園への訪問(全7園、6～7月)	・すべての園を保健福祉課の職員と合同で訪問して、新入学予定児の様子を参観し、園の先生方と情報共有を図った。	A
④	就学に関する教育相談の実施	・鹿屋特別支援学校教諭を教育相談員として招聘し、保護者を対象に就学や進学に係る教育相談を行った。 ・支援を必要とする家庭に教育相談を実施したいが、保護者に対して理解が得られない場合もあった。	A
⑤	特別支援教育支援員の配置と活用	・町内学校に支援員を16名配置した。配置方法については、支援が必要な児童数や特別支援学級の数等を考慮した。(R6年度:15名配置)	A

2. 事務事業の成果と課題

成 果	本町では、すべての学校で特別支援学級が開設されており、特別支援教育コーディネーターを中心に全学校が校内教育支援委員会を開催している。ここでは、支援が必要な児童生徒についての情報共有や学びの場の変更、今後の指導方針について協議が重ねられている。 また、特別支援教育支援員については、町内すべての学校に16名が配置されている。配置に当たっては、支援の必要な児童生徒や特別支援学級の在籍者数等に配慮しており、各学校で特別支援教育コーディネーターにより校内の支援体制が整ってきている。 これらの取組の充実もあり、一人一人のニーズに応じた支援について、保護者からの要望も高くなっている。
課 題	支援が必要な児童生徒についての入級を進める際、保護者によって子どもの障がいへの理解に差があり、支援が必要な児童生徒がいるにも関わらず、教育相談が十分に受けられなかったり、個別の支援計画、指導計画が策定できなかったりする場合も見られる。

3. 総合評価

評価及び方向性	評価	A	方向性	継続・廃止
特別支援教育については、特別支援学級の設置や特別支援教育支援員の配置、校内教育支援委員会の充実により支援体制が概ね整ってきている。 一方、子どもの障がいに対する保護者理解については、家庭により十分な理解を得られていない現状もある。今後は、町保健福祉課とさらに連携を充実させることで、就学時健康診断等の機会を捉えながら、的確な就学指導を続けたい。 また、今後も、移行支援シートを活用し、幼稚園・保育園から小学校への接続、支援を切れ目なく行う必要がある。 さらに、各学校での特別支援教育がより一層充実していくように、特別支援学級担任や特別支援教育支援員の指導力向上、スキルアップを図るための研修会の企画・実施に努めていきたい。				

IV 外部評価

外部評価の意見	学校が特別支援教育に丁寧に取り組み、子ども一人ひとりの実態に応じた支援を進めている点を高く評価する。担任や支援担当が協力しあい、子どもに寄り添おうとするなど、支援体制の整備が整っていると感じられた。 また、子どもに合わせた教材・指導方法の工夫など、日々の努力が確かな成果に繋がっていることも伺えた。 一方で、教員間の情報共有・専門性向上にまだ改善の余地がある点については、今後さらに充実を図っていく必要があると考えている。 また、支援が必要と思われる子どもの保護者とは対話を重ねることで、支援につながるよう働きかけを継続して頂きたい。
---------	---

I 事業内容

担 当 課	管理課
施策の方向性	(3) 信頼され、地域とともにある学校づくりの推進
施 策	ウ ヘき地・小規模校教育の充実
目 的	地域の特性を活かし、少人数での教育活動を通じて、地域社会の発展と教育の質の向上を目指す。
実 施 内 容	・ヘき地・複式教育指導資料の作成・配布、実践事例の紹介 ・IoTを活用した遠隔合同学習、大規模校との交流学习の推進 ・ヘき地・複式指導の研修の充実、ヘき地・小規模校に勤務する教職員の資質向上

II 年度別の決算額

(単位:千円)

年 度	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
事 業 費	—				

III 自己評価

1. 活動・成果の指標（具体的な数値目標）と評定

指 標	実 績	評価
① 学校の校内研修におけるヘき地・複式教育指導資料の配布、実践事例の紹介	・講師依頼があった学校の校内研修において、作成した指導資料の配布や講話、実践事例の紹介を行い、複式指導の充実を図っている。	A
② IoTを活用した遠隔合同学習、大規模校との交流学习の推進	・年1回小学校全校による交流学习（6年児童）を行っている。IoTを活用した遠隔合同学習については、令和8年度からの実践に向けて、準備を進めている。	B
③ ヘき地・複式指導の研修の充実、ヘき地・小規模校に勤務する教職員の資質向上	・県総合教育センターの複式指導における移動講座を大崎町で開催し、町内15名の先生方が参加し資質向上に努めた。	A

2. 事務事業の成果と課題

成 果	・各学校で複式指導に関する研修を計画的に実施している。また、複式学級がある学校へは校内研修での指導や資料提供などを行うことができた。 ・県総合教育センターの複式指導の移動講座を大崎町で開催し、多くの先生方が複式指導の指導法について学ぶ機会を図れた。
課 題	・今後も、児童数の減少から、複式学級が増加していくことが予想されるため、さらに、ヘき地・小規模校に勤務する教職員の資質向上に資する必要がある。 ・IoTを活用した遠隔合同学習が実践できるように、各学校と対話を図りながら丁寧に進めていく必要がある。

3. 総合評価

評価及び方向性	評価	A	方向性	継続・廃止
ヘき地・小規模校教育については、各学校が地域の特性や少人数での教育活動のよさを活かしながら、実践している。今後も複式指導の指導力向上のための研修を充実させていく必要がある。また、学校においては、複式学級担任の負担軽減のために、同僚性を高め、チーム学校として対応していくことや教材研究の時間の確保を図ることも重要である。そのようなサポートにも努めていきたい。				

IV 外部評価

外部評価の意見	ヘき地・小規模校教育については、学校が地域と密接に連携しながら、子どもたちの学びを丁寧に支えている点を高く評価する。少人数ならではの温かい人間関係や、地域の方々との密接な交流は、子どもたちにも豊かな経験をもたらしており、学校の大きな強みだと感じる。 一方で、複式学級において教員の負担が大きくなり、指導の幅を広げにくい点については、研修を充実しながら学校体制づくりを進めるなど、今後改善を図る必要があると思われる。
---------	---

I 事業内容

担 当 課	社会教育課
施策の方向性	(5) 地域コミュニティの基盤を支えるための社会教育環境の推進
目 的	イ スポーツの推進 ①生涯スポーツ ○ 町民が主体的に参画できるスポーツ環境の整備 ○ スポーツ観光おおさきとの連携・協働によるイベント開催の環境づくり ○ 部活動や地域のスポーツ団体が地域活動を担えるような環境づくり ○ スポーツ指導者・育成母集団の研修と活動実践 ②競技スポーツ ○ スポーツ協会等関係機関との連携による指導体制の充実 ○ 全国大会出場者等への補助及び町民への情報提供 ○ 県民スポーツ大会等への参加を促すことによる競技人口の拡大 ○ 競技スポーツ施設の整備
実施内容	・ 軽スポーツ大会等の開催 ・ 大隅スポーツ交流拠点プロジェクトとの連携 ・ 各種大会等の実施と競技環境の整備

II 年度別の決算額

(単位:千円)

年 度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
事 業 費	1,909	1,864	5,179	4,675	3,955

III 自己評価

1. 活動・成果の指標（具体的な数値目標）と評価

	指 標	実 績	評価
①	各種大会等の開催による競技力向上と町民の意識の向上	ビーチスポーツを通じた交流人口の増を目指し、スポーツ交流拠点プロジェクトと連携して各種大会を実施した。令和7年度から商工観光課に移管したため、連携を図っている。 R 7 : 13 大会、来場者 2,190 人	B
②	競技スポーツの推進と環境整備	大崎町総合体育館の改修を行い、各種競技などが大会を開催できる環境を整備した。令和7年10月に改修が終了し、同年12月からリニューアルオープンした。R 7 : 来場者数 4,405 人（12月から3月の4ヶ月間）	B
③	軽スポーツの普及	町民の誰もが、いつでも、どこでも、それぞれの関心や適性に応じて継続的にスポーツに親しむことを目的に、ふれあいフェスタや各分館において、軽スポーツの体験コーナーを設け、町民に対する軽スポーツの推進を図った。R 7 : 6 回、参加人数 442 人	B

2. 事務事業の成果と課題

成 果	ビーチスポーツをはじめとする各種大会の開催により、町外からの誘客と交流人口の着実な増加を達成した。本事業が令和7年度に商工観光課へ移管されたことで、観光部局との連携体制が強化され、「スポーツ観光おおさき」との連携も整ってきている。 町民のスポーツ活動や各種大会誘致の核となる「大崎町総合体育館」の大規模改修を完了し、令和7年12月にリニューアルオープンを果たした。再開後4ヶ月間多くの来場者を記録しており、町民や競技団体に対して質の高い競技環境を提供するとともに、地域のポテンシャルを高めることに成功した。 「ふれあいフェスタ」や各分館と連携し、年間6回の軽スポーツ体験コーナー(参加者442人)を設置。年齢や体力に関わらず「いつでも、どこでも」スポーツに親しめる機会を創出し、町民の健康増進と地域コミュニティの活性化、さらにはスポーツへの意識向上に寄与した。
課 題	従来の「指導者育成」や「部活動の地域移行・地域団体支援」を担う関係機関との間で、より緊密で役割分担の明確な協働体制を維持・強化していく必要がある。 新しくなった総合体育館のポテンシャルを最大限に活かすため、土日祝日の大会利用だけでなく、平日の日常利用やシニア層の利用促進など、年間を通じた稼働率の平準化が求められる。体験イベントでの参加実績は堅調であるものの、これらをきっかけとして、町民が日常的・継続的にスポーツ・運動を行う地域活動へと定着させるための「受け皿・仕組みづくり」がまだ不足している。

3. 総合評価

評価及び方向性	評価	B	方向性	継続 ・ 廃止
本事業は、町民の健康寿命延伸としての生涯スポーツと、町の活性化・交流人口増のための競技スポーツ・スポーツ観光の両面において、明確な実績を上げており、非常に重要度が高い。 今後は、リニューアルした大崎町総合体育館を新たなシンボルとして最大限に活用し、大隅スポーツ交流拠点プロジェクトとさらに深く連携した大会誘致を進める。同時に、商工観光課への移管メリットを活かした「魅せるスポーツイベント」と、教育・地域と連携した「草の根のスポーツ振興による指導者育成・軽スポーツの日常化」を両輪で推進し、子どもからシニアまでが主体的に参画できる「スポーツで活気あふれる大崎町」の実現を目指す。				

IV 外部評価

外部評価の意見	総合体育館の改修後、利用者が増加していること、ビーチ競技を通じた大崎町の認知度が向上していることを評価する。 グラウンドゴルフについては、それぞれの愛好家が自ら取り組む環境が形成されているが、同様にそれ以外の軽スポーツについても「触れる、知る機会」を設けることで、より多くの方が生涯スポーツをやってみようと思える環境づくりを進めて欲しい。 また、増加傾向にある外国人の方々も軽スポーツに取り組める環境づくりや、福祉分野との連携を進めることも必要と思われる。
---------	---

I 事業内容

担 当 課	社会教育課
施策の方向性	(5) 地域コミュニティの基盤を支えるための社会教育環境の推進
施 策	ウ 文化芸術活動の促進と鑑賞機会の充実
目 的	○ 地域の文化芸術活動への支援や環境整備 ○ 文化芸術振興を支える人材育成 ○ 文化芸術を通して町内外との交流促進と情報発信 ○ 学校における文化芸術に関する教育の推進 ○ 文化芸術の鑑賞及び創作体験のできる環境づくり
実 施 内 容	○ 中央公民館における文化事業実施の支援や環境整備 ○ 町文化協会の町文化祭や自主文化事業の支援 ○ 学校での芸術鑑賞事業実施及び町文化祭での児童生徒作品展示の推進 ○ 青少年活動事業における文化芸術体験活動

II 年度別の決算額

(単位:千円)

年 度	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
事 業 費	320				

III 自己評価

1. 活動・成果の指標（具体的な数値目標）と評価

	指 標	実 績	評価
①	地域の団体による文化事業について、中央公民館を積極的に活用できるような環境づくりを行う。	令和7年度は、地域の任意団体による文化事業や国際文化交流での公民館利用が見られた。これらの地域住民による新たな文化活動に対して、一定の支援ができるような中央公民館の運営、管理ができた。	B
②	町文化協会の自主文化事業や町文化祭の企画運営について、助言と支援を行い、地域住民が文化芸術に触れあう機会を創出する。	令和7年度は、12年ぶりに町文化協会による自主文化事業を実施した。また、町文化祭では県内で活躍するアーティストや、国際交流員を通じての文化交流事業、創作体験活動等を実施した。	A
③	学校活動や青少年活動事業を活用して、文化活動事業を推進し、地域の児童生徒が文化芸術に触れる機会を創出する。	鹿児島県文化振興財団の「青少年のための芸術鑑賞事業」について各学校に周知した。令和7年度は申し込みのあった中沖小学校で実施した。 また、青少年活動事業の1つである「キッズ・セミナー」を活用し、マンガ制作の体験活動を実施した。	A

2. 事務事業の成果と課題

成 果	自主文化事業は大変好評で、周知期間が十分でなかったにも関わらず、想定よりも多くの観客が得られた。また、町文化祭でも午後にゲスト出演者枠を設け、クラシック、三味線、国際交流文化といった変化のある演出を行ったため、例年より観客が多かった。 児童・生徒にとっては、芸術鑑賞の機会を得られたばかりでなく、マンガ制作を通じて自分を表現する楽しさを得られたと思う。
課 題	昨年度から、地域の任意団体主催による文化活動が、必ずしも中央公民館ではなく、地域のライブハウスや店舗などで展開している傾向が見受けられる。町や文化協会としては、このような活動団体とネットワークを取りながら、より町内各地域での文化事業が展開できる環境を作っていく必要がある。 引き続き青少年活動事業を活用した文化芸術活動を展開していきたいが、複数のジャンルの活動を継続的に実施できることが理想である。ただし、文化協会や町担当職員体制では限界があるため、このような点からも町内の文化協会をはじめとする各種団体とのネットワーク構築が求められる。 依然として、中央公民館の老朽化による不具合は解消されていないため、利用者が安心して利用できるよう努めていく必要がある。

3. 総合評価

評価及び方向性	評価	A	方向性	継続・廃止
以前から、文化芸術活動の促進に対しては取り組みを試みてきたが、地域住民のニーズをつかみきれない状態であった。コロナ感染拡大期後も文化芸術推進活動の展開が停滞していた。しかし、令和7年度に行った「文化芸術活動の促進と鑑賞機会の充実」に対する取り組みによって、地域住民の芸術文化活動への関心の高さを感じることができた。				

IV 外部評価

外部評価の意見	町民が自ら企画した文化芸術活動が増加するなど、新たな文化芸術活動が展開され、その拠点として中央公民館を活用し、利用者が増加している状況は、高く評価するが、さらに文化芸術活動への参加者の幅を広げるため、子どもたちに対しては学校を経由した文化芸術活動イベント等の案内に加え、子どもが関心を持ちやすいイベントの企画、さらには国際交流に関するイベントの企画など、より多くの方々が文化芸術に触れる機会を設ける工夫をして欲しい。 さらに町内のイベントだけではなく、町外で開催される本格的な芸術文化体験への参加に対する支援などの取り組みなどについても検討の必要があると思われる。 なお、中央公民館については、老朽化が進んでいるが、適切な維持・管理に努めるとともに、中央公民館の規模を生かしたイベントの利用を促し、さらなる利用者増加に努めて欲しい。
---------	---